

Title	H・C・ダービー ドゥームステイブックに現れた森
Sub Title	
Author	服部, 謙太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.2 (1952. 2) ,p.134(62)- 136(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19520201-0062
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520201-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

論文紹介

H・O・ダービー

『ドゥームスデイブックに現れた森』

(H. C. Darby, "Domesday Woodland." Economic History Review. Second Series, Vol. 3, No. 1, 1950. pp. 21-43.)

以上バートルズ氏は「配給論研究の最初の五十年間の終りに當り」、四つのグループに分てそれらの各々のグループが配給論の発展に及ぼせるその影響を回顧しつつ配給論の展開の跡を本論文において辿られたのであるが、そこで明らかとなつたこととの第一は、配給論の誕生が配給問題の意識的追及の結果ではなく、進歩的經濟思想の香りゆたかな環境の中で行われたと言ふこと、第二には初期の研究者の研究の多くが商品別研究方法によつて行われたのであつたが、少しく後には、機能的乃至制度的研究の展開が見られ、配給論が一應の體系を確立しえたその時期も斯る機能的研究の登場と殆んど時を同じうし、著述の上からは中西部グループによつて「原理」なる言葉が一般に利用されるに至つた一九二〇年頃であつたと言ふことである。その他にも此の論文は尙多くのものをわれわれに教えるのであるが、しかしバートルズ氏が最初から本論文を主觀的影響力の追及に限定され、客觀的影響力のそれは全く取り上げられなかつたことはかえすがえすも残念である。或るいは他日の機會にゆづられたのであるかとも考えられるが、もしそれが行われうるならば一九二〇年における以上の展開が見られるや必至である。われわれはアメリカにおける斯る新動向に十分の注意を拂うとともに、配給論の新たな展開のために厳しい自己反省の段階に立つてゐることを深く認識する必要がある。

イングランドの景觀の歴史的变化は、主として、國土の大半を覆つていた森の漸次の伐採によつて引起されたといつてよい。四三年のローマ人の侵入以來、四世紀にわたつて、農業その他の必要から、伐採が行われたにも拘らず、ローマ人がイングランドを去る時には、なお依然として森林國としての面目を具えていた。一〇八六年のドゥームスデイブックには、この森の大部分が記載されている。然し五世紀乃至十一世紀の間に、森の伐採は次第に進捗したらしく、その結果はこの調査簿の上に明瞭に現れている。この期間の伐採の事業は、アングロサクソン及びスカンジナビア人(北部及び東部に於いては)によつて行われたもので、彼等こそ今日のイングランドの景觀を形成せるものと言つてよい。かくしてこの期間の終末、ノルマン人の來住と共に、森の伐採

の歴史が新しい段階に入つたことを、ドゥームスデイブックの統計は示している。

(一) ドゥームスデイブックの記載様式

アングロサクソン及びスカンジナビア人の侵入による影響は、一〇八六年のドゥームスデイ調査に現れている。この調査は幾多の缺陷を有してはいるが、それが殆んどイングランド全土について行われている點に於いて、大きな意義をもつてゐる。この調査簿は、當時の法律及び經濟事情に關する貴重な資料である許りでなく、十一世紀イングランドの地理を考ふる上にも、また重要な素材であることを忘れてはならない。

ドゥームスデイブックは、森について次の五つの型の記載法を以てしている。第一は何匹の豚を養うに足るだけの森という表現をしている場合。第二は森使用の代償として、地代の形で領主に捧げられる豚の数を記している場合。第三は森の長さ及び幅を記している場合。第四は森の面積を記している場合。第五はその他幾多の記載をしている場合。そして通常一つの州は、全體を通じて同一の記載法によつてゐるが、一部分は他の記載法をも併用している場合もある。

(二) 豚の總數

森は十一世紀の經濟生活には重要な役割を演じていた。それは森のドングリと山ブナの實が豚の飼料となつたからである。ドゥームスデイブックには、「何匹の豚に對する森」という言

葉が現れてくる。この場合の豚の数は數百、時には千を超えてゐる。この様式で森の記載されている州は、エセックス、ベッ

ドフォードシャー、ノーフォーク等である。

(三) 地代としての豚の數

南西の諸州では、各持分について記載されている豚の數が、領主に對して、森を使用する返禮に支拂はれる年々の地代を意味している。この型の記載がなされている州は、ケント、サリ

ー、サセックスである。

(四) 尺度による記載

大多數の州がこの方法によつてゐる。ランカシャー、チェン

ヤー、グロスターシャー等。但しドゥームスデイブックに現れる尺度「リーグ」なる名稱については議論のあるところであり、この他に、ファートロング、パーチ等の單位も用いられてゐるが、果してどの程度正確に、森の長さを測定し得たかは疑問である。

(五) 面積による記載

リンカーンシャーはこの方法によつて記載されている唯一の州である。然し森が纏つておらず、散在している地方については、尺度による記載法が併用されている。

(六) 幾多の記載法

一つの州が大體或る一つの記載法によつてゐるが、その他に別の記載法を併用していることは前に述べたが、以上の記載法

の他にも、更に補助的な記載法がある。例えば、「柵を作るに十分なだけの森」或いは「家を作るだけの森」といつた但し書きがある場合がある。

(b) 森の分布圖の錯雑性

以上の如く、森を記載するに用いられた、豚數、尺度、面積等の様々の單位を、一つの共通の單位に引きなおすことは不可能であり、従つてそれらの相互の關係を知ることが難しい。たゞ全體として、十一世紀イングランドの森の分布の大様を知りうるに止まる。

(c) 林

林は、森と同義語ではない。林は法律用語であり、林法の支配下にある土地を意味する。一州の全部がそれに當る場合もある。ノルマン征服以後、林法と林事裁判所とが設けられ、林の範圍は急激に擴大された。林は王の獵場であり、禁獵區であり、且つ又、王室財産として、伐木を禁止されている。林については、ドゥームズデイブックに殆んど記載されていない。何某の持分の一部が、「王の林」の中に在るといつた記述から、僅かにその片鱗を窺い得るに止まる。たゞ一つ例外として、ハンプシャーのニューフォレストについては、詳細な記述が見られる。
(服部謙太郎)

R・H・ヒルトン

『一三二一年以前の英國における農民運動』

(R. H. Hilton, "Peasant movements in England before 1381." The Economic History Review. Second Series, Vol. 2, No. 2, 1949, pp. 117-136)

一三二一年の農民一揆は英國史上稀有の大事件である。農民がこの時ほど政治的な動きを示したことは他になかった。この一揆の起る前の時代即ち十三世紀初頭以來の時代をこゝで再検討してみよう。中世を通じて領主の最大關心はいかにして最大の地代を農民から取り上げるかという點にあつた。そのためには農民を土地に緊縛する必要がある、土地や産物の自由處分は禁ぜられていた。地代は一般に長期にわたり固定的であり、従つて凶年には貧農は地代を拂い得ず生活から脱落するが、富農は餘剰を蓄えてこの機會に土地を買い集めて農業規模を擴大せんとする。このようにして、堅固なマナー組織の中にも次第に農民層の分解が進行していつた。そしてこの諸階層の農民がマナー領主に對して反抗し始めた。因よりその反抗の動機は様々であつた。貧農は自己の生活を脅やかすものとして、富農は自己の經濟發展を妨げるものとして、マナーの統制に反對したのである。然しその反抗の方向は大體に於いて一致していた。マナー領主に對する農民の反抗が顯著になつたのは十三世紀

に入つてからである。十三世紀は領主がその自營地の擴張により農産物を市場に賣つて利益を得んとした時代であり、夫役の増大がこれに伴つて起つた。農民は最初は個人的に、後には集團的に領主の夫役増加に對して反抗した。夫役労働の拒否がこの時代の農民闘争の一般的傾向であつた。しかもこの闘争は古い權利を楨にとつて非合法的に行われた。不自由民の解放が政府機關や裁判所によつて行われることはあり得ないからである。一般的法的保障が農民のためにない限り、彼等の領主に對する反對行動は止むかもしくは不法爆發するかのいづれかである。この暴力的反抗は十四世紀に至るまで續いた。農民相互の援助連繫は密接となり、彼等の全體の利益を守るため許りでなく、マナー領主の法廷の判決から個人を保護するためにも努力が拂われた。

農民の中層及び下層は自己の生活の危險から領主の誅求に反抗したが、上層の富農は自己の財産蓄積を妨げるものとしてマナー體制に反對した。黒死病の後に國家機關により労働者に對して種々の統制が行われたが、このことが彼等の團結を益々固いものにし、富農と貧農とが一致して行動することを可能ならしめた。この時代の労働力の缺乏に對して、領主は政治的權力を持つが故に様々の手段によりこれに對處し得たが、富農はこれを持たぬために困惑した。こゝに彼等が一三二一年の一揆に参加した理由があつた。一三二一年の蜂起の特徴の一つは、都

市及び農村の様々の不満が一致して爆發したことである。そしてその先頭に立つたものは、食うに困る貧農ではなくして、自己の經營を擴張しようとする富農達であつた。然し富農が自ら目的を追求するために、結局は一般農民を抑壓することに、努めねばならなかつたのに對して、一般農民は被いかる經濟的重壓に反抗すると共に、より高い人間の尊嚴を保持せんがために努力しなければならなかつた。地代の引下げのためのみでなく人間の權威のために戦つたのである。彼等は意識して當時の社會制度と戦つたといふことができよう。
(服部謙太郎)

E・M・キアラスロウィルソン

『第十四世紀英吉利毛織物輸出の趨勢』

(E. M. Carrus-Wilson, "Trends in the Export of English Woollens in the Fourteenth Century." Economic History Review. Second Series, Vol. 3, No. 2, 1950, pp. 162-179.)

本論文は第十四世紀英吉利における毛織物輸出の趨勢を、税關の記録に據つて考察したものである。類似の問題に關しグレンイ教授の研究 "Production and Export of English Woollens in the Fourteenth Century." English Historical Review. Vol. 39. (1924)が参考されたい。著者はこれを利用す